



2019年10月21日

各位

会社名 株式会社 エー・ディー・ワークス  
 代表者名 代表取締役社長 CEO 田中 秀夫  
 (コード番号：3250 東証第一部)  
 問合せ先 常務取締役 CFO 細谷 佳津年  
 電話番号 03-4500-4208

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日付『単独株式移転による持株会社体制への移行に関するお知らせ』でお知らせしておりますとおり、2020年4月1日(予定)を期日として、持株会社体制に移行いたします。

それに伴い、本日開催の当社取締役会において、2019年11月29日開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に、当社の定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続きを円滑に実施するため、会社法第124条第3項の規定に基づき、現行定款第13条(定時株主総会の基準日)に定時株主総会の基準日を定めておりますが、本臨時株主総会において、株式移転計画が承認され、かつ2020年4月1日(水曜日)付で株式移転の効力が発生しますと、当社の株主は、持株会社1名となりますので、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そのため、定時株主総会の基準日制度を廃止することとし、現行定款第13条を削除するとともに、この変更に伴い現行定款第14条以下の各条項を1条ずつ繰り上げるものであります(かかる定款の一部変更を、以下「本定款変更」といいます。)

なお、本定款変更は、本臨時株主総会において株式移転計画が原案どおり承認されること、並びに2020年3月31日(火曜日)の前日までに株式移転計画の効力が失われていないこと及び株式移転が中止されていないことを条件として、2020年3月31日(火曜日)にその効力を生じるものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<u>(定時株主総会の基準日)</u> 第13条 当社の定時株主総会の議決権の <u>基準日は、毎年3月31日とする。</u> 第14条～第39条 <条文省略>	<削除>  第13条～第38条 <現行どおり>

#### 3. 日程(予定)

定款一部変更のための臨時株主総会	2019年11月29日(金)
変更の効力発生日	2020年3月31日(火)

(ご参考)

2020年3月期(2019年4月1日～2020年3月31日)の剰余金の配当(期末配当)につきましては、現行定款第38条第1項(本定款変更後の第37条第1項)に従い、2020年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様または登録株式質権者様に対し、当社からお支払いする予定であります。

以上